

公立大学法人島根県立大学嘱託助手給与規程

平成 19 年 4 月 1 日

規程第 35 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、公立大学法人島根県立大学非常勤職員就業規則（平成 19 年規則第 4 号。以下「就業規則」という。）第 12 条の規定に基づき、嘱託助手の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 嘱託助手の給与は、給料、通勤手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第 2 章 給料

(給料月額)

第 3 条 嘱託助手の給料月額は、別に定める額とする。

第 3 章 通勤手当

(通勤手当の支給)

第 4 条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める金額を 給する。

(1) 通勤のため電車等の公共交通機関(以下「交通機関」という。)を利用する職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 か月当たりの運賃等相当額」という。)が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の交通機関を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 か月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通手段を使用することを常例とする職員 支給単位期間につき、次の表に定める額に、勤務日に応じた通勤所要回数を 21 で除して得た割合を乗じて得た額とする。

通勤距離	自動 4 輪	自動 2 輪・自転車
2 k m 以上 4 k m 未満	2, 1 0 0 円	1, 0 0 0 円
4 k m 以上 6 k m 未満	3, 5 0 0 円	1, 7 0 0 円
6 k m 以上 1 0 k m 未満	5, 5 0 0 円	2, 7 0 0 円
1 0 k m 以上 1 4 k m 未満	7, 9 0 0 円	3, 9 0 0 円
1 4 k m 以上 1 8 k m 未満	1 0, 2 0 0 円	5, 1 0 0 円
1 8 k m 以上 2 2 k m 未満	1 2, 5 0 0 円	6, 2 0 0 円
2 2 k m 以上 2 6 k m 未満	1 4, 7 0 0 円	7, 3 0 0 円

26 km以上30 km未満	16,800円	8,400円
30 km以上34 km未満	18,900円	9,400円
34 km以上38 km未満	21,200円	10,600円
38 km以上42 km未満	23,400円	11,700円
42 km以上46 km未満	25,700円	12,800円
46 km以上50 km未満	28,100円	14,000円
50 km以上54 km未満	30,400円	15,200円
54 km以上58 km未満	32,700円	16,300円
58 km以上62 km未満	35,000円	17,500円
62 km以上66 km未満	37,400円	18,700円
66 km以上70 km未満	39,700円	19,800円
70 km以上74 km未満	42,000円	21,000円
74 km以上78 km未満	44,400円	22,200円
78 km以上82 km未満	46,700円	23,300円
82 km以上86 km未満	49,000円	24,500円
86 km以上90 km未満	51,400円	25,700円
90 km以上	53,700円	26,800円

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 第1号及び第2号に掲げる額の合計額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。

2 前項に規定する通勤手当は、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道2キロメートル未満である者には支給しない。

3 通勤手当は、支給単位期間(法人が別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に係る最初の月の公立大学法人島根県立大学職員給与規程(平成19年規程第23号。以下「職員給与規程」という。)第3条に定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される嘱託助手につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月)をいう。

6 嘱託助手が、月の初日から末日までの全期間にわたって勤務しなかった場合には、その月の通勤手当は支給しない。

(通勤手当の支給に係る届出等)

第5条 嘱託助手は、通勤手当の支給を受けようとするとき、又は支給に係る事実に変更が生じたときは、その旨を法人に届け出なければならない。

- 2 通勤手当の支給の開始若しくは終了又は額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月（事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。ただし、支給の開始又は額の増額については、前項の規定による届出が事由が生じた日から起算して1月を経過した後にされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月から行うものとする。

第4章 住居手当

(住居手当)

第6条 住居手当は、自ら居住するために住居(貸間を含み、法人又は島根県が設置した宿舎を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている嘱託助手(採用に伴って住居を移転することが相当と認められる者であって、現に住居を移転した者に限る。)に対して、これを支給する。

- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

- 3 嘱託助手は、住居手当の支給を受けようとするとき、又は支給に係る事実に変更が生じたときは、その旨を法人に届け出なければならない。

- 4 住居手当の支給の開始若しくは終了又は額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月（事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。ただし、支給の開始又は額の増額については、前項の規定による届出が事由が生じた日から起算して1月を経過した後にされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月から行うものとする。

第5章 賞与

(期末手当)

第7条 期末手当は、任期の定めが6月以上の嘱託助手であって、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に法人に在籍する嘱託助手のうち、1週間あたり15時間30分以上勤務する嘱託助手に対して支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した嘱託助手及び任期を更新したことにより、基準日において、更新前の任期と更新後の任期の定めを通算した期間が6月以上に至った職員についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、期末手当を支給しない。

(1) 基準日(基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、又は死亡した日。以下「基準日等」という。)において就業規則第23条第3号に規定する停職期間中の者

- (2) 基準日等において育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（勤務した期間に相当する期間として公立大学法人島根県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成19年4月1日規程第21号）第19条第20号及び第22号の期間を含む。）がない者
- (2) 基準日の1か月前の日から支給日までの間に、就業規則第16条第1項第2号若しくは第3号に規定する理由に基づき解雇され、又は同条第2項第4号の規定に基づき懲戒解雇された者
- 3 支給日において前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する職員には、期末手当を支給せず、又はその支給日を遅らせることができる。
- 4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

- 5 前項の期末手当基礎額は、基準日等において職員が受けるべき給料の月額とする。（勤勉手当）

第8条 勤勉手当は、任期の定めが6月以上の嘱託助手であって、毎年6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)に法人に在籍する嘱託助手のうち、1週間あたり15時間30分以上勤務する嘱託助手に対して支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した嘱託助手及び任期を更新したことにより、基準日において、更新前の任期と更新後の任期の定めを通算した期間が6月以上に至った職員についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する職員に対しては、勤勉手当を支給しない。
- (1) 基準日（基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員にあつては、その退職し、又は死亡した日。以下「基準日等」という。）において就業規則第23条第3号に規定する停職期間中の者
- (2) 基準日等において育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない者
- (3) 基準日の1か月前の日から支給日までの間に、就業規則第16条第1項第2号若しくは第3号に規定する理由に基づき解雇され、又は同条第2項第4号の規定に基づき懲戒解雇された者
- 3 支給日において前項第3号に規定する解雇又は懲戒解雇の事由が明白に存在する職員には、勤勉手当を支給せず、又はその支給日を遅らせることができる。
- 4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間率及び勤務成績率を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手

当の額の総額は、その者の勤勉手当基礎額に 100 分の 102.5 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

5 前項の勤勉手当基礎額は、基準日等において職員が受けるべき給料の月額に相当する額とする。

6 第 4 項の勤務期間率は、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合とする。

勤務期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月 15 日以上 6 か月未満	100 分の 95
5 か月以上 5 か月 15 日未満	100 分の 90
4 か月 15 日以上 5 か月未満	100 分の 80
4 か月以上 4 か月 15 日未満	100 分の 70
3 か月 15 日以上 4 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 3 か月 15 日未満	100 分の 50
2 か月 15 日以上 3 か月未満	100 分の 40
2 か月以上 2 か月 15 日未満	100 分の 30
1 か月 15 日以上 2 か月未満	100 分の 20
1 か月以上 1 か月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 か月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0

第 6 章 補則

(準用)

第 9 条 職員給与規程第 3 条から第 7 条まで、第 31 条及び第 33 条の規定は、嘱託助手の給与について準用する。

(実施に関し必要な事項)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 21 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和6年2月2日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、令和5年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和7年1月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、令和6年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和8年1月26日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 2 改正前の規程に基づいて、令和7年4月1日以後分として支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。